

法学部創設五〇周年、大学院法学研究科創設四〇周年記念の辞

本学が所属する獨協学園は、一八八一年に設立された獨逸學協會を前身とする。協會には、一八八三年に旧制の中等教育機関である獨逸學協會学校普通科が、一八八五年に官吏養成を目的として専修科が設置される。専修科では、ドイツの法律・政治・経済が教授され、一時は九大法律学校の一つに数えられた。しかし、文部省の方針転換もあって、一八九三年に普通科は中学校となり、一八九五年に専修科は東京帝国大学独法科に移管されてしまう。第二次大戦後の一九四七年、獨逸學協會は獨協学園に、獨逸學協會中學校は獨協中學校に名称変更されるが、学園が高等教育を行う大学を持つことは、関係者のいわず悲願であった。

第三次吉田内閣の文部大臣（一九五〇～一九五二年）であった獨逸學協會中學校出身の天野貞祐ていゆうが一九五二年に校長に就任することで、その実現への動きが具体化する。翌一九五三年の学制改革を機に、学園は獨協学園、学校は、獨協中学校・高等学校へと再度名称変更されたのち、一九六二年に大学設置準備

委員会が開かれることになる。ドイツ語や英語を手段として、経済・歴史・哲学・一般教養といった科目を中心とした教養教育を行う大学が構想された。

大学用地の取得や設置資金の確保は——特に後者については——困難を極めたが、東武鉄道が大学用として売地としていた沿線の土地が候補に上がり、同鉄道の代理人である湊興業社長の関湊せきみなとの尽力もあつて設置の運びとなり、一九六四年獨協大学は創設され、はじめは外国語学部ドイツ語学科と英語学科が、経済学部経済学科のみが設置された（いずれの学科も入学定員一〇〇名）。

もともとフランス語学科は後に加える構想であつたが、ある程度の学生数がないと大学の安定的な経営が困難であることやかつての専修科の記憶なども影響したのであるう、一九六七年に外国語学部フランス語学科（入学定員一〇〇名）が増設されるとともに法学部が法律学科一学科（同二〇〇名）で発足した。なお、英語学科の入学定員は翌年三五〇名に変更される。法学部設置については図書館や教室等の充実のためにさらに多くの資金を集める必要があつたが、関や関家からの多額の寄付もあつてようやく設置認可に漕ぎ着けた。関はその後、本学園の理事長に就任して本学経営にさらに貢献することになる。初代法学部長は英米法の田中和夫で、一橋大学の法学部長を終え、定年退官と同時に本学法学部長として着任した。法学部第一期の入学者は二二三（うちⅠ類五三、Ⅱ類一七〇）名、二つの類に分かれ、Ⅰ類は専門的な法律知識を駆

使して活躍する人物を養成し、Ⅱ類は法律知識を実務上生かして活躍する人物を養成するコースとされた。設置翌年の一九六八年の専任教員は、一二名で、担当は、憲法二名、民法三名、商法・経済法一名、刑法二名、国際法一名、外国法一名、法制史一名、政治学一名の構成であった。

同一九六八年には法学部の紀要である本誌の創刊がなされ、また、大学運営も安定するかに見えたが、さらにその翌年の一九六九年には、外国人非常勤講師の契約解除、教務処理、学生の政治参加の禁止等をめぐって、本学も大学紛争に巻き込まれ、種々のセクトが本学に入り込み、団体交渉の場として学生集会が連日行われる事態となる。その中で天野は、失意のうちに学長を辞任することになった。学長の留任を求める学生と紛争拡大を狙う学生との対立が一時激化するが、大学の暫定執行委員会の説得等が最終的には功を奏し平常授業の再開に至り、学長代行を選任して混乱は収拾に向かった。

その後、社会の要求に応え、教育研究を拡充するために、学部創設一一年目の一九七七年に本学としては最初の大学院研究科として法学研究科修士課程が開設され、同八九年には、これが博士前期課程に変更されるとともに、博士後期課程が増設される。さらに、学部には、同九九年に国際関係法学科が、二〇〇八年には総合政策学科が増設され、二〇一八年五月一日（文部科学省が行う学校基本調査の基準日）現在では、在籍総学生数一八六〇（うち法律学科一〇八八、国際関係法学科三九九、総合政策学科三七三）名、教員三六（同じ

く一三、一一、一二）名の構成となり、日本の大学受験人口が連続して減少する時期に差しかかるなかで、むしろ受験者数が増加する状況になっている。

これは、ひとり法学部現任教員の努力の結果ではなく、前記開学前後の困難の克服や、新設大学にも関わらず多くの卒業生が社会で活躍してくれていること、二〇〇七年の天野貞祐記念館完成に始まる大学のキャンパス再編や二〇一七年に東武鉄道の最寄駅である「松原団地」が「獨協大学前（草加松原）」に改称されるといった要因に多く依るところがあるものと考ええる。先人の努力と労苦を思い、その上に築き上げられてきたこうした資産に感謝するとともに、これに寄りかかることなく、油断せずに今後の状況の変化に対応して、教育・研究がさらに充実したものとなるよう本学部及び大学院法学研究科並びに本学が進んでいくことを願い、法学部創設五〇周年、大学院法学研究科創設四〇周年の記念の辞としたい。

二〇一八年四月

法学部部長
法学研究科委員長
小川 健

*あえて、新字体の「独」の字に変更された。